

記入例

連絡先 氏名 行政書士 ○○ ○○
電話番号 ○○○-○○○○-○○○○

農地法第3条の規定による許可申請書

令和 ○年 ○月 ○日

長野市農業委員会長 あて
申請者

<譲渡人>

住所 長野市大字鶴賀緑町1613

氏名 長野 太郎

<譲受人>

住所 長野市松代町松代40

(所在地)

氏名 株式会社 緑町ファーム

代表取締役 真田 信繁

(名称・代表者氏名)

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 移転
設定(期間 年間) }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 申請者の氏名等(国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。)

申請者	氏名(名称・代表者氏名)	年齢	職業	住所(所在地)	国籍等	在留資格又は特別永住者	在留期間及び在留期間の満了の日	認定経営 発展法人 (該当する 場合○)
譲渡人	長野 太郎	57	会社員	長野市大字鶴賀緑町 1613				
譲受人	(株)緑町ファーム (代)真田 信繁	—	農業 飲食業	長野市松代町松代40	日本			

2 許可を受けようとする土地の所在等(土地の登記事項証明書を添付してください。)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料 等の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又は名称 [現所有者が登記 簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権が設 定されている場合	
	登記簿	現況				権利の 種類、内容	権利者の氏名又は名称
松代町清野字赤坂111	畑	畑	2,000	60万 (30万)	長野 太郎 ()		
松代町清野字赤坂123	田	畑	500	15万 (30万)	長野 太郎 ()		
				()	()		
				()	()		
合計							

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

所有権移転及び土地の引渡しは○月を予定

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第3項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の3第1項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の1の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 5 記の3は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地	5,678	2,678	1,000	2,000	
	貸付地					
所有地		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地	松代町西条字〇〇	畑	山林	700	土砂崩れのため 10年間不耕作

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地	1,500			1,500	
	貸付地					
所有地以外の土地		所在・地番	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

(記載要領)

- 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。また、複数市町村にまたがる場合には、「農地面積(㎡)」欄に市町村別の合計面積を括弧書きで記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地です。
- 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない事情等を詳細に記載してください。

1-2 権利を取得しようとする者またはその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数及び配置の状況、農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採放牧地
現在耕作中の作付作物	水稲		トマト		リンゴ			
権利取得希望地の作付予定作物		長いも						
権利取得後の合計面積(㎡)	2,678	2,500	1,000		3,500			

(2) 大農機具又は家畜

種類		トラクター	コンバイン	スピードスプレーヤー	パワーショベル	
数量	所有	1		1		
	リース		1		1	
導入予定のもの	所有					
	リース					
(資金繰りについて)					〇〇銀行から200万円の融資	

(記載要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、農耕用に使役する牛、馬等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者の数及び配置の状況

- ① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況
農作業暦 25年、農業技術修学暦 2年、その他 ()

② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在： 1 (農作業経験の状況：農作業歴20年)
	増員予定： (農作業経験の状況：)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在： (農作業経験の状況：)
	増員予定： (農作業経験の状況：)

- ④ 従事者の配置の状況 (所有または借入農地が他市町村にまたがる場合に、市町村別に記載してください(隣接市町村などで配置が同じ場合は、該当する市町村名を列記してください。)なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載してください。)

市町村	氏名	住所地、拠点となる場所等
上田市	真田 信繁	長野市

- ⑤ ①～④の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間
3km 車で10分

(4) 農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等 (別紙1に記載し、添付してください)

(5) その他の考慮すべき事項

特になし

(記載要領)

「その他の考慮すべき事項」には、例えば、遠隔地に転居する予定の有無や、在留資格の更新等の見込みなどの考慮すべき事項があれば記載してください。

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙2に記載し、添付してください。）

＜農地法第3条第2項第5号関係＞

3 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに✓印を入れてください。

- ☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸付けしようとする場合
- ☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合
- ☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間、稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合
（表作の作付内容＝ 、裏作の作付内容＝ ）
- ☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合

＜農地法第3条第2項第6号関係＞

4 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記載してください。

（例えば、集落営農や担い手への集積等の取組への支障、農薬の使用方法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

**周辺に集落営農や利用権などでまとまって営農されている農地はなく支障はありません。
農地の周辺一帯で同じ栽培方法で行っているので、農薬使用による支障はありません。
地域で生産が活発に行われているりんご栽培に悪影響を及ぼすようなことはしません。
地域で行っている水利調整・維持管理にも参加します。
有害鳥獣防止ネットの共同設置に協力します。**